

平成 27 年 11 月 26 日

愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議議長 様

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議

議長 村上 博

地域医療構想における構想区域間調整の協議について

このことについて、当松山圏域の調整会議では、必要病床数の推計に当たり、高度急性期、急性期、回復期及び慢性期のすべての病床機能について、医療機関所在地の医療需要を採用する方針を決定しました。（会議の概要は別添のとおり）

つきましては、下記のとおり貴構想区域との間で調整の協議を行いたいので、よろしくお願いします。

記

1 協議の理由

本県においては、政策医療に基づくがん等の拠点病院や高度医療を提供する医療機関の松山圏域への集中、医師等マンパワーの偏在、人口の圏域間移動など、様々な社会経済状況を考慮すると、当面は、松山圏域として現在の医療体制を堅持し、求められる役割を果たしていく必要があるため。

2 協議する患者数（2025年の医療需要推計における松山圏域への流入数）

単位：人／日

急性期	回復期	慢性期
76	78	44

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議（第2回）の会議結果について

- 1 会議の名称 愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議
- 2 開催日時 平成27年10月22日（木）午後7時から午後8時50分まで
- 3 開催場所 愛媛県中予地方局 7階 大会議室
- 4 出席者 委員23名（うち代理4名）、随行者3名、事務局等8名
- 5 議題 松山圏域における医療提供体制のあり方について
- 6 内容（全部公開、傍聴者なし）

（1）議事

国の地域医療構想策定支援ツール（必要病床数等推計ツール）により算出した2025年の医療需要及び必要病床数の推計結果、病床機能報告制度との比較、患者流入の状況等について事務局から説明した後、愛媛県地域医療ビジョン戦略会議で決定された構想区域間の調整方針を踏まえ、松山圏域における医療提供体制のあり方について検討した。

検討の結果、本県においては、圏域間の患者流入の現状、医療資源の偏在、医師等マンパワーの確保など様々な問題があり、当面は、現在の医療体制を堅持し、松山圏域が県内をリードしていく必要があることから、当圏域としては、高度急性期のみならず、全ての機能区分において医療機関所在地ベースの医療需要を採用する方針であることを医療対策課に報告し、他圏域との調整協議を行うことで合意を得た。

（2）委員の主な意見

- 患者が松山圏域に来るのには理由がある。県の基本方針を採用するためには、他圏域に患者の受け皿が十分あることを示さなくては無理である。
- 急性期以降も必ずしも地元に戻るわけではない。松山に居を定めた息子と一緒に暮らす場合もあり、松山圏域に医療機能が集中するのはやむを得ず、大きめの受け皿が必要である。
- 松山に住む家族が、最終的に高齢の親を呼んで松山の施設を利用するケースも多い。介護従事者確保の問題はあるが、松山圏域の受け皿を充実する方向とすべきである。
- 「がん」については、高度急性期以外も各圏域から多数の患者が流入しており、他の疾患も同様の傾向があるのではないかと。これは患者の希望に沿ったものであり、今までの流れのとおりで対応していくことは、いたしかたないのではないかと。
- 専門医制度がスタートし、特に地方では、内科・外科医の確保がますます困難になることが想定され、松山圏域が頑張ることで機能を充実させていくことが、愛媛県全体のためになると考えられる。
- 病床機能の区分はあいまいでわかりにくく、少なくとも、病床機能報告と必要病床数の推計値を比較するのは無理がある。

（松山圏域地域医療ビジョン調整会議事務局）
中予保健所 企画課 医療対策係
電話 089-909-8755 FAX 089-931-8455

松山圏地域医療ビジョン調整会議からの協議による医療需要の状況

【新居浜・西条圏域】

	第2回新居浜・西条圏地域医療 ビジョン調整会議による協議数 (10月8日開催)		松山圏地域医療ビジョン 調整会議からの協議数		松山圏からの協議による区域間調整数	
	患者の医療需要 (人/日)	必要病床数 (床)	患者の医療需要 (人/日)	患者の医療需要 (人/日)	患者の医療需要 (人/日)	必要病床数 (床)
高度急性期	147.2	196.3	—	147	147	196.0
急性期	642.9	824.2	76	568 (△76)	568 (△76)	728.2 (△96)
回復期	610.1	677.9	78	531 (△78)	531 (△78)	590.0 (△88)
慢性期(特)	598.3	650.3	44	553 (△44)	553 (△44)	601.1 (△49)
合計	1998.5	2348.7	198	1799 (△198)	1799 (△198)	2114.0 (△233)

平成 27 年 12 月 4 日

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議 議長 様

愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議
議長 中山 恵二

地域医療構想における構想区域間調整の協議について（回答）

平成27年11月26日付けで協議のあった必要病床数推計に係る構想区域間調整については、下記1の理由により、同意できません。

なお、当圏域の必要病床数推計に係る考え方は、下記2のとおりです。

記

1 理由

- (1) 9月7日開催の愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議で承認された「地域医療構想における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の構想区域間調整方針」（以下「県調整方針」という。）では、「必要病床数の推計においては、高度急性期は医療機関所在地の医療需要を、急性期、回復期及び慢性期は患者住所地の医療需要を基本として定めることとする」と、できるだけ地域での医療完結をめざす方向になっているが、松山圏域は全ての医療機能区分で医療機関所在地の医療需要を採用することとしており、「県調整方針の基本」と大きく異なるものである。
- (2) 新居浜・西条圏域と松山圏域間だけの問題ではなく、県内全圏域に影響する内容であり、県全体での判断が必要である。

2 当圏域の必要病床数推計に係る考え方

- (1) 地域としては、高齢化が一段と進む2025年に、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる、地域全体で治し支える「地域完結型医療」をできる限り実現すべきである。
- (2) このため、必要病床数の推計に当たっては、「急性期、回復期及び慢性期の機能区分については、できるだけ構想区域内で対応することが望ましい」とした国の地域医療構想策定ガイドラインを踏まえた「県調整方針の基本」を妥当とし、採用した。
- (3) なお、合意に達しない場合は、県調整方針にあるように、最終的には、愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議において、各圏域の意見を踏まえつつ決定することとなる。その際には、次の点も踏まえて検討をお願いしたい。
 - 県都松山市を含む松山圏域には、大学病院をはじめ、高度・専門医療を提供できる医療機関が複数あり、今後とも、松山圏域が本県の医療をリードしていくこととなる。また、医療の質・量ともに県内では最も充実していることから、当然、他の圏域から松山圏域への患者の流出は継続する。
 - 一方で、「県調整方針の基本」に則し「地域完結型医療」を実現していくためには、圏域別人口10万対医療施設従事医師数が、松山圏域（311.0人）以外では全て全国平均（226.5人）以下で、例えば新居浜・西条圏域（196.6人）は松山圏域の6割程度となっている県内の「医師の地域偏在」の是正が不可欠である。

平成 27 年 11 月 27 日

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議 議長 様

愛媛県宇摩圏域地域医療ビジョン調整会議議長

地域医療構想における構想区域間調整の協議について(回答)

平成27年11月26日付けで通知のありましたこのことについて、宇摩圏域地域医療ビジョン調整会議としては、愛媛県地域医療ビジョン戦略推進会議で了承された県の調整方針に基づき医療需要を決定しており、貴調整会議からの協議内容については同意できません。

平成27年12月1日

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議

議長 村上 博 様

愛媛県今治圏域地域医療ビジョン調整会議

議長 木本 眞

地域医療構想における構想区域間調整の協議について

平成27年11月26日付けで協議のありましたこのことについては、下記の理由により同意できません。

記

地域医療構想策定ガイドラインの考え方に基づく愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議の調整方針のとおり、今治圏域における急性期、回復期、慢性期の病床については、構想区域内で完結することが望ましく、特に、医療機関と介護等関係機関が連携して在宅医療を推進していくためには、患者住所地において必要な医療資源を確保することが求められる。

平成27年12月4日

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議 議長 様

愛媛県八幡浜・大洲圏域地域医療ビジョン調整会議
議長 大久保 博忠

地域医療構想における構想区域間調整の協議について（回答）

当圏域では、平成27年10月26日開催の第2回調整会議において、愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議で示された「調整方針」に基づき、別紙のとおり必要病床数を決定しております（会議の開催結果は別添のとおり）。

平成27年11月26日付けで通知のあった協議内容につきましては、同調整会議で「当圏域の医療提供体制を充実させることにより、患者が求める地元での医療提供が可能」との意思決定がされており、提示案には応じかねることを回答いたします。

平成27年12月1日

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議 議長 様

愛媛県宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議
議長 友松 孝

地域医療構想における構想区域間調整の協議について（回答）

宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議としては、愛媛県地域医療ビジョン戦略会議で了承された県の調整方針に基づき医療需要を決定したところです。

については、貴調整会議から平成27年11月26日付けで協議のありました内容は、高度急性期のみならず、急性期、回復期及び慢性期についても医療機関所在地の医療需要を採用し、県の調整方針と大きく異なり、地域完結型医療を目指す宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議としては同意できません。

平成27年12月7日

愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議

議長 久野 梧郎 様

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議

議長 村上 博

地域医療構想における患者流入出を踏まえた必要病床数推計の
構想区域間調整について

このことについて、他の構想区域の調整会議と書面による協議を行った結果、
いずれの構想区域も合意できないとの回答でした。

つきましては、改めて他の構想区域との直接協議の場を設けていただくととも
に、なお合意に達しない場合は、県の構想区域間調整方針に従い、貴戦略会議に
おいて決定してください。

なお、戦略会議においても当調整会議の意見を表明する機会を頂けるよう、強
く要望します。

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議 事務局 中予保健所 企画課 TEL 089-909-8755 FAX 089-931-8455
--

27 医第 831 号
平成 27 年 12 月 7 日

各圏域地域医療ビジョン調整会議
事務局 各保健所企画課長 様

愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議
事務局 医療対策課長

地域医療構想における患者流入出を踏まえた必要病床数推計の構想区域間調整及び
今後の予定について
このことについて、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 必要病床数の区域間調整について

区域間調整については、松山圏域調整会議からの文書協議に対し各圏域調整会議から御回答いただいたところですが、当該文書協議を受けて、松山圏域調整会議から「議長（村上医師会長）と各圏域代表者による協議の場」の設定の要請がありましたので、改めて協議を行うことといたしました。

つきましては、各圏域代表者の御都合を御確認いただいたうえで、別紙回答票により御都合を平成 27 年 12 月 10 日（木）までに御回答いただきますようお願いいたします。

2 今後の予定について

(1) 第 3 回調整会議及び素案作成について

各圏域の素案作成につきましては、平成 27 年度中の構想策定に向け、上記 1 の協議にかかわらず、これまでの各圏域における協議結果に基づき作業を進めてください。

なお、上記 1 の協議を行うことから、12 月開催予定の各圏域調整会議においては、その旨を御連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 圏域ごとの意見公募等について

当初スケジュール（案）で検討していた圏域ごとの意見公募につきましては、当課で平成 28 年 2 月に予定しているパブリックコメントで一括対応することとしましたので、各圏域で実施する必要はありません。

【担当】 医療対策課医療政策グループ 主任 玉井（内線 3578）

27 医第 850 号
平成 27 年 12 月 11 日

各圏域地域医療ビジョン調整会議
事務局 各保健所企画課長 様

愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議
事務局 医療対策課長

地域医療構想における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の
構想区域間調整について

このことについて、日程調整の結果、次のとおり協議を行うこととしましたので、御出席くださいますようお願いいたします。

記

日時	場所	参加者
平成 27 年 12 月 23 日 (水) 10 : 30 ~ 12 : 00	県庁第一別館 11 階会議室	宇摩圏域調整会議 松山圏域調整会議 宇和島圏域調整会議
平成 27 年 12 月 26 日 (土) 15 : 00 ~ 16 : 30	県庁第一別館 11 階会議室	新居浜・西条圏域調整会議 松山圏域調整会議 八幡浜・大洲圏域調整会議

※今治圏域からは、松山市内で開催される場合の日程確保は難しい旨の連絡あり。

【担当】

医療対策課医療政策グループ
主任 玉井 (内線 3578)